

樹徳高等学校硬式野球部OB会会則

第1章 (名称)

第1条 本会は樹徳高等学校硬式野球部OB会(以下「OB会」と称する。

第2条 本会は事務局を樹徳高等学校内に置く。

樹徳高等学校硬式野球部OB会事務局
群馬県桐生市錦町一丁目1番20号 TEL 0277-45-2258

第2章 (会員)

第3条 本会の会員は母校野球部卒業生とする。

正会員 樹徳高等学校野球部OB、OG

準会員 樹徳高等学校野球部現役部員

但し、次条の条件を満たす者は会員と認める。

特別会員 本会の趣旨に賛同し、役員会で入会の承認を得た者。

第3章 (目的及び活動)

第4条 本会の目的は、次の通りとする。

- (1) 会員相互の親睦を図る。
- (2) 母校野球部の発展及び円滑な運営のための支援、協力。
- (3) 野球文化の発展及び地域貢献に寄与する。

第5条 本会は前条の目的を達成するために次の活動をする。

- (1) 総会の開催
- (2) 会員名簿の発行
- (3) ホームページ等による情報・連絡の発信
- (4) 母校野球部並びに後輩への積極的な協力と指導を行う。但し、その際は別添の「会員心得」を順守する
- (5) 懇親会(現役部員「3年生」との交流会、親睦会、ゴルフコンペ等)の開催
- (6) 他校野球部OB会との交流事業(マスターズ甲子園大会への参加等)
- (7) その他、本会の目的達成に必要と認められる活動

第4章 (役員)

第6条 本会は会長1名、副会長若干名、会計OB1名、学校1名、監査OB1名、学校1名、事務局OB1名、学校1名、学年監事(OGも可)、相談役とする。

なお、会長、副会長、会計、監査、事務局までを役員理事とする。役員会の議長は会長とし、その議決は出席役員の過半数の賛成をもって決定し、可否同数の場合は会長が裁決する。

第7条 会長は、選考委員会(理事会・現役会長・歴代会長)の推薦を受け、総会の議決によって選任する、副会長、会計、監査、学年監事、または必要とする役員を会長が指名する。

第8条 役員任期は2年とする 但し再選は妨げない。

第9条 役員任期は次の通りとする。

- (1) 会長は本会の代表として会務を統轄して、総会を招集しその議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は、その任務を代行する。
- (3) 会計は本会の経理を司る。
- (4) 監査は、本会の経理を監査する。
- (5) 学年監事は、本会運営の全般に協力し、主に同学年の連絡役とする。
- (6) 相談役は、経験と知識に基づき会長の諮問に答えると共に助言を行う。

第5章 (総会)

第10条 総会の機能は次の通りとする

- (1) 年間事業報告、決算報告の承認
- (2) 年間事業計画(案)予算(案)の承認
- (3) 本部役員会処理事項の承認
- (4) 会則の制定及び変更
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事項の決定

第11条 総会は通常総会と臨時総会とする。通常総会は毎年1回、会計年度終了後3カ月以内に開催する、また、臨時総会は必要に応じて開催できる、いずれも会長が招集する。ただし、不測の事態により総会開催が不可能となった場合は役員理事会、役員会により第10条を承認することができる。

第12条 総会の議長は会長とし、その議決は出席者の過半数(委任状含む)の賛成をもって決定する。但し、賛否同数の場合は会長の裁決による

第6章 (役員理事会)

第13条 役員理事会は本会の執行機関として、その機能は次の通りとする。なお役員役員会は、会長・副会長・会計・監査・事務局をもって構成する。

- (1) 各卒業年度会員から学年幹事を選出する、任期は役員に準ずる
- (2) 事業計画、予算の原案策定
- (3) 会則等諸規定の変更並びに追加規定の原案策定
- (4) 総会の議決事項の処理
- (5) 緊急事項の処理
- (6) 会員名簿の作成及びホームページの管理運営
- (7) 懇親会、交流事業等の計画案策定
- (8) その他、本会の運営に関する事項

第14条 役員理事会の議長は会長とし、その議決は出席役員の過半数の賛成をもって決定し、可否同数の場合は会長が裁決する。但し、議決事項は次の総会に報告し、承認を求めるものとする。

第7章 (会 計)

第15条 本会運営の経費は次の費目を持って充当する

- (1) 個人会員 1口3,000円
- (2) 団体(企業)会員 1口5,000円
(内訳: 郵送料2回、マスターズ甲子園大会参加費、現役生徒激励、卒業生記念品)
会費徴収は毎年4月～6月中に実施する。
- (3) 広告掲載費、その他(OB援助及び寄付)の収入

第16条 本会の会計年度は4月1日より3月31日までとする。

第17条 会費の納入は、銀行振込または郵便振替、または総会時等に手渡しする方法により行い、毎年4月1日以降、7月末日までを原則に、12月31日までを納入期限とする。

第8章 (権利と義務)

第18条 本会の会員は次の権利を有する。

- (1) 第3章の目的活動に参加すること
- (2) 総会に出席すること
- (3) 各種役員になること

第19条 本会の会員は次の義務を負う

- (1) 会則及び各種会議の議決に従う
- (2) 会費を納入すること(2年以上会費未納会員は慶弔規定等を除外する)
- (3) 連絡資料となる住所変更は速やかに学年監事に届出ること
- (4) その他本会活動達成に協力すること

第9章 (会則制定及び改正)

第20条 本会則の制定及び改正は総会の承認を得て成立する

第10章 (罰 則)

第21条 本会の会則に反する者、社会的刑罰を受けた者は、総会において決議し、本会より除名することができる。

第11章 (附 則)

第22条 本会会員はOB会心得を制定し、これを厳守する

第23条 会員の慶弔に対しては、当該者学年監事からの申請により、下記により意を表するものとする。

(慶 事)

・ 会員本人結婚の場合 祝電

(弔 事)

・ 会員本人死亡の場合 生花一基 弔電 香典(新生活 3,000円)
・ 会員の父母、妻、子供(一親等の家族) 弔電

(見舞金)

・ 会員の病気、怪我等3カ月以上の入院(役員理事会にて協議)
3,000円
・ 会員以外のOB会関係者、野球部関係者の慶弔に対しては、都度役員理事会にて対応する。(母校野球部関係者・母校教職員・母校退職教員等)

本会則は平成3年11月3日より施行

平成9年度一部改正

平成27年度一部改正

平成28年度一部改正

平成31年度一部改正

令和2年度一部改正